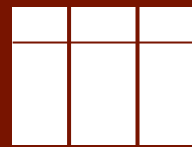




ひろがる京の木整備事業 (非住宅タイプ)



【申請手引き書】



京都府農林水産部林業振興課 木材利用促進係

☎075-414-5011 📄075-414-5010

目次

1. 京都府産木材認証制度の概要	p.1
2. ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)補助金の手続きの流れ	p.3
3. 提出書類等の準備	p.4
4. 提出書類の書き方	
●事業(変更)申込書(第1号様式)	p.5-7
●辞退届(第2号様式)	p.8
●交付申請書(第3号様式)	p.9
●事業実施報告書(第4号様式)	p.10-11
●誓約書(第5号様式)	p.12
●補助額計算書(参考様式1)	p.13
●SCグループ調達計画書(参考様式2)	p.14
●SCグループ調達実績報告書(参考様式3)	p.15
5. 京都の木証明書・ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書について	p.16
6. 提出写真について	p.17
7. 普及・啓発状況がわかる資料について	p.18
8. SCグループの加算について	p.19
9. 府内産木材購入に係る納品書・明細書・領収書の写し	p.20
10. 補助対象の考え方、お問い合わせ・書類提出窓口	p.20

1. 京都府産木材認証制度の概要

趣旨

府内産木材の幅広い活用を促進することにより、木材の輸送過程における二酸化炭素の排出量の削減及び森林整備促進を図り、もって地球温暖化防止対策に資する制度です。

京都府産木材認証制度と連携する事業として「ひろがる京の木整備事業」があります。

(1) ひろがる京の木整備事業とは

民間の商業施設や福祉施設、住宅などにおいて、府内産木材を利用した木造化や木質化を支援するとともに、多くの府民が利用する施設への木製品の導入等を支援し、府民が京都の木とふれあい身近に感じる環境を広げていくとともに地球温暖化の防止と森林資源の循環利用等に資する事業です。

内容毎に以下の事業があります。

事業の種類		内容
建物型	住宅タイプ	府内産木材を利用した住宅の建築等を支援
	非住宅タイプ	府内産木材を利用した商業施設やオフィスなどの非住宅の民間施設の整備を支援
木製品導入支援型		多くの府民が利用する民間施設の府内産木材を利用した木製品の導入を支援

(2) 用語

府内産木材	「京都府産木材認証制度」に基づき、府指定認証機関（（一社）京都府木材組合連合会）により「京都の木証明書」又は「ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書」が発行された木材のこと。
取扱事業体	府内産木材の生産、加工又は流通を行う事業体で、京都府知事から認定を受けた事業体（府内の事業所等）のこと。
認証機関登録事業体	府内産木材としての認証及び証明を行える機関である府指定認証機関から、府内産木材の生産、加工又は流通を行う事業体として認定及び登録された事業体（府外の事業所等）
緑の工務店	建設業の許可を受け、かつ府内産木材を使用した木造建築物の建築を推進する者として京都府知事から登録を受けた工務店のこと。
工事施工者	建築物の木造化・木質化の工事を行う緑の工務店又は建設業法による建設業許可を必要としない建築物の木造化・木質化の工事を行う建設業許可を有さない者。
ジョイント	工事施工者が府内産木材を購入することを目的として、木材加工業者又は流通業者と連携を組むこと。
直交集成板（CLT）	直交集成板の日本農林規格に定める製品。 （ひき板又は小角材をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し3層以上の構造を持たせた一般材）
耐火集成材	集成材の日本農林規格に定める集成材で、建築基準法第2条第1項第7号の耐火性能（※1）を有する構造又は、同項第7号の2に定める準耐火性能（※2）を有する構造として、国土交通大臣が認定したもの。 ※1 耐火性能：通常の火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能 ※2 準耐火性能：通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能
大断面集成材	集成材の日本農林規格（JAS規格）第2条に定める大断面集成材。 （集成材のうち、短辺が15cm以上、断面積が300cm ² 以上のもの）
SCグループ	京の木流通モデル構築支援事業実施要領（令和4年11月11日付け4林第522号農林水産部長通知）第3の規定により、府内産木材の需給体制の構築に取り組む団体として、知事の承認を受けた複数事業者のグループのこと。

1. 京都府産木材認証制度の概要

(3) ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）の概要

趣旨

商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設で府内産木材を利用した木造化・木質化を支援して、府民が木を身近に感じる環境を拡大するとともに森林資源の循環利用や地球温暖化防止に役立てます。

交付対象者	事業申込書に基づいて交付対象建築物の整備（新築、増築、改築、修繕、模様替）を行った者（施主）のうち、以下のいずれかに該当する者 ・法人 ・法人各を有さない団体の代表者 ・個人事業主 ・その他知事が認める者	交付対象建築物	住宅以外の民間建築物で以下の条件に合うもの ・国、地方公共団体その他公的機関が所有又は整備する建築物でないこと ・仮設でないもの ・宗教活動や政治活動に用いるものでないもの ・工事施工者がジョイントにより木造化・木質化の工事を施工したもの など
交付金額	府内産木材の購入費について、以下の対象木材ごとの補助率を乗じて算出した額（1,000円未満切り捨て）の合計（算出額の合計が1,000万円を超える場合、補助金額は1,000万円となります。）		
	対象木材	補助率	注意事項
	ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材	30%以内	補助額が1㎡当たり900,000円を超える場合は、使用量(㎡)に450,000円を乗じた金額が上限となります。
	京都の木証明書が発行された木材	20%以内	補助額が1㎡当たり600,000円を超える場合は、使用量(㎡)に300,000円を乗じた金額が上限となります。
	上に示す対象木材のうち、以下の条件を満たして建築物の木造化をした場合、補助率を加算（※加算分の補助額を含めて、上記注意事項の上限額が適用されます。）		
	加算条件	対象製品	製品の規格
	右記製品の使用	直交集成板（CLT）	直交集成板の日本農林規格に適用する製品
耐火集成材		集成材の日本農林規格のうち、建築基準法により、耐火構造又は準耐火構造と認められた製品	
大断面材集成材		集成材の日本農林規格第2条に定める大断面集成材	
加算条件			補助率
京の木流通モデル構築支援事業実施要領(令和4年11月11日付け4林第522号農林水産部長通知)第3に基づき知事の承認を受けたグループ(SCグループ)が、同要領第7の規定により知事の承認を受けた事業実施計画を作成したうえで、グループの構成員間で原木を調達及び加工した木材を、交付対象建築物に使用した場合			使用木材購入費の5%以内

交付の要件	交付申請までに以下のいずれかの普及・啓発の取組を行うこと ・ 施工期間中、府内産木材を使用している建築物であることを示した標識（のぼりなど）を設置 ・ 自社のホームページに府内産木材を使用した建築物であることを掲載 ・ 完成見学会等を行い府内産木材を使用した建築物であることをPR ・ 府内産木材を使用した建築物であることを記載したチラシ等を配布 交付対象者が府内産木材の購入に係る他の補助金を受けていないこと
-------	--

2. ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)補助金 手続きの流れ

事業申込書 (第1号様式)

添付書類

- ☐ 建築物の所在地を示した位置図
補助率の加算を受ける場合は
- ☐ 補助額計算書 (参考様式1)
- ☐ SCグループ調達計画書 (参考様式2)

提出窓口

提出

府内の建築物の場合： 振興局 等
府外の建築物の場合： 林業振興課

【注意】 受付期間：2月1日～12月末日

内容確認・受付後

事業申込書(受付印押印済み)の写し

←

交付申請予定額に以下の変更がある場合

- ・増額する場合
- ・3割を超えて減額する場合

提出

事業変更申込書 (第1号様式)

内容確認・受付後

事業変更申込書(受付印押印済み)の写し

←

事業申込書の内容に基づく補助金申請を辞退する場合

辞退届 (第2号様式)

提出

工事完了後

交付申請書 (第3号様式)

添付書類

- ☐ 事業実施報告書 (第4号様式)
 - ☐ 京都の木証明書 (写し) 又は
ウッドマイレージCO₂京都の木認証書 (写し)
 - ☐ 府内産木材を使用した施工状況の写真
 - ☐ 普及啓発の状況がわかる資料
 - ☐ 府内産木材の購入に係る納品書、明細書、領収書の写し
(使用した木材の種類ごとの金額が記載されたもの)
 - ☐ 申請しようとする建築物の完成図面
(府内産木材を使用した箇所を明示したもの)
 - ☐ 府税の納税証明書 (府税の滞納のないことの証明)
 - ☐ 誓約書 (第5号様式)
- 補助率の加算を受ける場合は
- ☐ 直交集成板 (CLT)、耐火集成材、大断面集成材 (以下
「加算対象製品」) を使用した場合の添付書類 (施工状
況の写真、加算対象製品であることが確認できる書類、
購入金額を確認できる書類)
 - ☐ 補助額計算書 (参考様式1)
 - ☐ SCグループ調達実績報告書 (参考様式3)

提出

【注意】

交付申請書の受付は、以下の期間となっております。

- ・事業申込書の受付後2ヶ月を経過したもの
- ・工事の完了後1年以内
- ・事業申込書が受け付けられた年度又は翌年度の
4月1日から2月末日まで

交付申請書の受付が可能な期間であれば、着工後 (工事完了後) の事業申込書の受付は可能です。

ただし、補助金申請の各種要件を満たしている場合で、交付申請書に添付する書類が整っているものに限りです。

完成検査

- 書類審査
- 現地確認 (必要に応じて)

適正と確認できた場合

補助金の交付決定・額の確定通知書

補助金受領

3. 提出書類等の準備

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)の各手続きには、定められた様式と所定の添付資料の提出が必要です。

定められた様式	(注意事項掲載ページ) ※R6改正により軽微変更あり
☐ 事業(変更)申込書(第1号様式)	P5・6・7※
☐ 辞退届(第2号様式)	P8
☐ 交付申請書(第3号様式)	P9 ※
☐ 事業実施報告書(第4号様式)	P10・11
☐ 誓約書(第5号様式)	P12
その他添付が必要な資料	(注意事項・掲載ページ)
☐ 建築物の所在地を示した位置図	所在地の場所が具体的に わかる縮尺の図面
☐ 京都の木証明書(写し) 又は ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書(写し)	P16
☐ 府内産木材を使用した施工状況の写真	P17
☐ 普及・啓発の状況がわかる資料	P18
☐ 府内産木材の購入に係る納品書、明細書、領収書の写し	
☐ 申請しようとする建築物の完成図面	府内産木材を使用した箇所を 明示した平面図・立面図等
☐ 府税の納税証明書	府税関係事務所で取得された 府税に滞納のない証明書
(補助率の加算を受ける場合のみ)	
☐ 加算対象製品を使用した場合の添付書類	・施工写真 ・製品の品質表示等の加算 対象製品がわかる資料 ・購入金額のわかる資料
☐ 補助額計算書(参考様式1)	P13
☐ SCグループ調達計画書(参考様式2)	P14
☐ SCグループ調達実績報告書(参考様式3)	P15

定められた様式及び参考様式は京都府ホームページでダウンロードできます。

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)/ 京都府ホームページ

https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/hirogarukyouunoki_hijuutaku.html



ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)

検 索



4. 提出書類の書き方

事業(変更)申込書①

別記第1号様式(第6、第7関係)

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)事業(変更)申込書

変更申込書でなければ
(変更)に取消線を引く

年 月 日

元号、年月日は必ず記入

京都府知事 ○○ ○○ 様

建築物の整備をしようとする法人・団体等(施主)の名称、連絡先等を記入

事業を実施しようとする法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

変更申込書でなければ
(変更)に取消線を引く

変更申込書でなければ(第7)に
取消線を引く
変更申込書であれば第6に取
消線を引く

連絡先(電話)() -

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)実施要領第6(第7)の規定により、
事業(変更)申込書を提出します。

記

該当する区分を○で囲む

- ・新築
建築物のないところに新たに
建築物を整備するもの
- ・増改築
既存建築物の建て増し、既存
建築物を除去して建て直すもの
- ・模様替修繕
建築物の経年劣化した部分の
原状回復や、建築物の同一性
を損なわない範囲で性能向
上のために整備するもの

1 工事の区分 新築 ・ 増改築 ・ 模様替修繕

2 交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	
建築物の名称	新築等で名称が決まっていない建築物は仮称を記入
建築物の用途	整備する建築物の利用目的を簡単に記入
(予定)工期	年 月 日 ~ 年 月 日
ウッドマイレージCO ₂ 京都 の木認証書が発行された 木材使用予定量	m ³
京都の木証明書が発行さ れた木材使用予定量	m ³

未着手の場合は予定を記入
※交付申請が可能な期間を超える
ものとならないようにしてください。

ウッドマイレージCO₂京都の木認証
の対象となる木材の使用予定材積
の合計を記入
(少数点以下2位止め)

京都の木証明の対象となる木材の
使用予定材積の合計を記入
(小数点以下2位止め)

4. 提出書類の書き方

事業(変更)申込書②

ジョイント計画	工事施工者	① 名称 () ② 所在地 () ③ 該当する項目 ☐ 緑の工務店 (登録番号) ☐ 緑の工務店に登録予定 (交付申請書の提出までに登録を受ける場合に限る。) ☐ 建設業許可を有さない (建設業許可の不要な工事を行う場合に限る。) 	工事を施工する法人・団体等の名称、 主な事務所の所在地を記入 工事施工者が緑の工務店に登録されて いる場合は、「京都府産木材認証 制度」によって登録された番号を記入 工事施工者が建設業許可を有す る場合は、交付申請書の提出ま でに緑の工務店の登録を受ける 必要があります。
	府内産木材の 納材業者	名称 (取扱事業体認定番号 :) (認証機関登録事業体番号 :)	府内産木材を調達予定 の納材業者の名称 府内の納材業者の場合 府外の納材業者の場合

京都府産木材認証制度で
認定された番号
(あらかじめ納材業者に確
認してください。)

3 交付申請予定等

交付申請予定額	☐ 補助額の加算がない場合	☒ 加算を受けない場合は
	① A ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された 木材 _____ 円 (税抜) × 0.3 = _____ 円	単位止め(少数以下切り捨て)
	B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額 : ①の材積(m ³) × 900,000円) 上限金額 _____ 円 単位止め(少数以下切り捨て)	前ページに記載したウッドマイレ ージCO ₂ 京都の木認証材の使用 予定材積 (実施報告書では、認証書又は証 明書に記載される材積)
	② A 京都の木証明書が発行された木材 _____ 円 (税抜) × 0.2 = _____ 円	単位止め(少数以下切り捨て)
京都の木証明材の購入 予定費の合計を記入 ・合計額を1,000円未満切 り捨てて記入 ・上限金額(1千万円)超 える場合は「10,000,000」 と記入	B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額 : ②の材積(m ³) × 600,000円) 上限金額 _____ 円 単位止め(少数以下切り捨て)	前ページに記載した京都の木 証明材の使用予定材積 (実施報告書では、認証書又は証 明書に記載される材積)
	合計(①+②) _____ 円 (千円未満切捨) (上限金額 : 10,000,000円)	加算を受ける場合は ☒ (補助額計算書で計算した結果)
	☐ 補助額の加算がある場合 (補助額計算書による)	補助額計算書で集計した金額を記入 _____ 円 (千円未満切捨)
	交付申請予定時期 _____ 年 _____ 月 以後 _____ 年 _____ 月 以前	交付申請の時期は以下に注意して記入 ☐ 事業申込書の受付日から2ヶ月以内は× ☐ 工事完成(予定)日から1年を超えると× ☐ 申込をした年度の翌年度の3月1日以降は×

事業(変更)申込書③

4 他の補助金等に関する確認

本補助金以外の府内産木材の使用に係る補助金等の受給の有無	無 ・ 有 (事業名:)	※府内産木材の購入に対して、他の補助金等の受給を受けている場合 (「有」の場合) は、当事業の対象外です。
------------------------------	---------------	---

5 事業実施者・事業担当者に関する事項

事業を実施しようとする法人又は団体の主な業務内容	申込をする法人・団体等の主な業務内容を記入	
事業担当者	所属する法人・団体の名称 () 担当者名 () 連絡先 (電 話 :) (E-mail :)	書類手続等の窓口となる事業担当者(設計事務所等の申込者と別法人・団体でも可)を記入 事業担当者の連絡先を記入

6 添付書類

- (1) 建築物の所在地を表示した位置図(新築にあつては建築予定地)
- (2) **補助額計算書**(交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の(1)から(3)までの加算が1つ以上ある場合に限り。)
- (3) **SCグループ調達計画書**(交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の(2)又は(3)の加算がある場合に限り。)
- ※建築物の場所が特定できる縮尺の位置図としてください。
 補助率の加算がある場合 ※ 13ページで説明します。
 補助率の加算のうちSCグループの加算がある場合 ※ 14ページで説明します。

【緑の事業体への登録】

京都府産木材認証制度HPに登録申請様式、提出先を掲載しています。

所定の様式に必要な事項を記載し、添付書類も併せて、該当する提出先へ郵送又は持参してください。

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html>



京都府産木材認証制度

検 索



参考

【建築物の構造材以外の補助対象部位の考え方について】

補助対象 …交付対象建築物に固定されるもの
 例) 内装材
 建築物に固定される扉・テラス等

補助対象外 …建築物に固定されていないもの、移動が可能なもの
 例) 可動式のテーブルや椅子等の家具類
 建築物から離れた柵、門扉等

注意

【居住スペースを含む非住宅建築物について】

延べ床面積の過半を居住スペースとする建築物は補助対象外となります。
 店舗兼住宅、事務所兼住宅等の居住スペースを含む建築物については、延べ床面積の過半以上が住居以外に利用されることを示す資料(図面等)の添付が必要です。

また、居住スペースの有無に関わらず、交付申請時に提出する図面には、間取りごとの用途を示してください。

4. 提出書類の書き方

辞退届

第2号様式（第7関係）

京都府知事 ○○ ○○ 様

年 月 日

元号、年月日は必ず記入

申込みをした法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

連絡先（電話）（ ）－

提出した事業申込書
に記入したものと同一
内容となります。

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）辞退届

年 月 日付けで提出の事業申込書に係る申請については、下記の理由により辞退しま
す。

同一事業者が同日付けで複数の事業申込書を提出していた場合は、
余白に建築物の所在地(計画地)を記入する等していただき、どの建
築物に関する申請かを特定してください。

記

辞退理由

辞退理由の例：

- ・材料の調達が困難となり、事業を中止したため。
- ・工事施工者の都合がつかず、工事完成見込みが遅れ、交付申請書の提出期限ま
でに交付申請書の提出ができないことが明らかになったため。

4. 提出書類の書き方

交付申請書

第3号様式（第8関係）

年 月 日

元号、年月日は必ず記入添付する事業実施報告書の日付以降の日付としてください。

京都府知事 ○○ ○○ 様

事業を実施した法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

連絡先（電話）（ ）－

事業申込書の記入内容と同じとしてください。

【交付申請書の提出時期について】

- ・3月は受付期間外となります。
- ・工事が完成し、必要な添付書類がそろっている場合は、事業申込書の受付日から2ヶ月後に提出が可能となります。
- ・事業申込書を提出した年度の翌年度の2月末日が建築物完成日の1年後のどちらか短い期間までの提出が必要です。

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）補助金交付申請書

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領第8の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

次ページの事業実施報告書の交付申請額と同額（千円未満切捨）

2 事業の内容

「ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施報告書」のとおり

3 振込先

補助金の振込先	①金融機関名	銀行	支店
	②預金種目	普通	当座
	③口座番号		
	④口座名義人（お書き）		
	※口座名義人は申請者と同一であること		

※金融機関名は支店名まで記載してください。

※預金種目は該当するものに○をしてください。

※口座名義人と申請者が同一であることがわからない場合は、他に資料を求める場合があります。

4 添付書類

※のある資料は、以降のページに説明があります。

- (1) 事業実施報告書（別記第4号様式）※
- (2) 京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂京都の木認証書の写し※
- (3) 府内産木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発の状況が分かる資料※
- (4) 府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し（使用した木材の種類ごとの金額が記載されているものとする）
- (5) 申請しようとする建築物の完成図面（府内産木材を使用した箇所を明示した図面）
- (6) 府税の納税証明書（府税の滞納がないことの証明書）
- (7) 誓約書（別記第5号様式）※
- (8) 直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材を使用した施工状況の写真、直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材であることが確認できる書類及び購入金額を確認できる書類（直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材を使用した場合に限る。）
- (9) 補助額計算書（交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の(1)から(3)まで※の加算が1つ以上ある場合に限る。）
- (10) SCグループ調達実績報告書（交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の※(2)又は(3)の加算がある場合に限る。）

建築物の完成図面に、着色・引き出し線等で府内産木材使用した場所をわかるようにしてください。また、間取りごとに用途（事務室、遊戯室、販売スペース等）について明記してください。

団体・法人等の所在地を所管する府税関係事務所で取得してください。

4. 提出書類の書き方

事業実施報告書①

第4号様式（第8関係）

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）事業実施報告書

年 月 日

元号、年月日は必ず記入
以下に記入する工期の終期
以降の日付になります。

京都府知事 ○○ ○○ 様

（事業実施者）
法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

連絡先（電話）（ ）－

交付申請書の記入と同じ
記載としてください。

該当する区分を○で囲む
※事業計画に変更がなければ、事業
計画書で○をしたものと同じ区分に
なります。

- ・ **新築**
建築物のないところに新たに
建築物を整備するもの
- ・ **増改築**
既存建築物の建て増し、既存
建築物を除去して建て直すもの
- ・ **模様替修繕**
建築物の経年劣化した部分の
原状回復や、建築物の同一性
を損なわない範囲で性能向
上のために整備するもの

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領第9の規定により、事業実
施報告書を提出します。

記

1 工事の区分 ☐ 新築 ・ ☐ 増改築 ・ ☐ 修繕模様替

2 交付対象建築物に関する事項

建 築 物 の 所 在 地	
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 用 途	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
ウッドマイレージCO ₂ 京 都の木認証書が発行さ れた木材使用量	m ³
京都の木証明書が発行 された木材使用量	m ³

※事業計画書に記入した内容と同じになります。

実際の工期を記入

ウッドマイレージCO₂京都の木認証
書に記載の材積を記入
（少数点以下2位止め・切り捨て）

京都の木証明書に記載の材積を記
入
（小数点以下2位止め・切り捨て）

4. 提出書類の書き方

事業実施報告書②

工事施工者	① 名称 ()
	② 所在地 ()
該当する項目	☐ 緑の工務店 (登録番号:) ☐ 建設業許可を有さない (建設業許可の不要な工事を行う場合に限る。)
	名称 (取扱事業体認定番号:) (認証機関登録事業体番号:)

工事を施工した法人・団体等の名称、主な事務所の所在地を記入

該当する項目にチェック☑
※必ずどちらかに該当することになります。

緑の工務店の登録番号を記入
※工事施工者が建設業許可を有する場合は、緑の工務店の登録を受けることが補助の要件となっています。

3 交付申請額

交付申請額	☐ 補助額の加算がない場合	☒ 加算を受けない場合は☑
	① A ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材	
	_____ 円 (税抜) × 0.3 = _____ 円 B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額: ①の材積(m ³) × 900,000円) 上限金額 _____ 円	
	② A 京都の木証明書が発行された木材	
	_____ 円 (税抜) × 0.2 = _____ 円 B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額: ②の材積(m ³) × 600,000円) 上限金額 _____ 円	
	合計 (①+②) _____ 円 (千円未満切捨) (上限金額: 10,000,000円)	
	☐ 補助額の加算がある場合 (補助額計算書による)	
	_____ 円 (千円未満切捨)	

単位止め(少数以下切り捨て)

前ページで記載したウッドマイレージCO₂京都の木認証書に記載の材積

単位止め(少数以下切り捨て)

単位止め(少数以下切り捨て)

京都の木証明書に記載の材積

前ページに記載した京都の木証明書に記載の材積

加算を受ける場合は☑
(補助額計算書で計算した結果)

補助額計算書で集計した金額を記入

・合計額を1,000円未満切り捨てて記入

・上限金額(1千万円)を超える場合は「10,000,000」と記入

誓約書

第5号様式（第8関係）

誓 約 書

申請者は、ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）に係る提出書類に虚偽の内容があった場合、補助金を返還することを誓約します。

京都府知事 ○○ ○○ 様

年 月 日	元号、年月日は必ず記入
(申請者) 法人・団体等の名称 代表者役職・氏名 法人・団体等の所在地 〒 連絡先（電話）（ ）－	事業申込時と同じ内容となります。 ④ 以下の印としてください。 ・法人の代表者印 ・団体印と代表者私印 ※団体印がない場合は代表者私印

4. 提出書類の書き方

補助額計算書

補助率の加算を受ける場合、
事業(変更)申込書及び交付申請書に添付する書類の様式です。

着色セルに入力すると、自動計算されますので、
検算を行ってから提出してください。

参考様式（第6、8関係）

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）補助額計算書

補助額合計（1,000円未満切り捨て・上限1,000万円）

3,509,000円

材積： 22.69㎡

小計

3,509,300円

ウッド・マレージ`C02京都の木認証木材の補助額：

1,022,010円

材積： 14.68㎡

（上限金額：900,000/㎡）

（13,212,000円）

京都の木証明木材の補助額：

2,487,290円

材積： 8.01㎡

（上限金額：700,000/㎡）

（5,607,000円）

うち加算（計画承認SCグループ内での調達に係る補助額）：

388,328円

材積： 22.69㎡

うち加算（新技術の製品の利用に係る補助額）：

1,349,400円

材積： 15.79㎡

事業申込書の交付申請
予定額と材積
または交付申
請書の交付
申請額と材積
と一致してい
るか。

※SCグループ内での調達の有無：

有

有無を選択

該当項目選択

補助対象木材 部材名等	材積 (㎡)	購入金額 (税抜) (円)	追加経費 (プレカット 加工費、運賃 等) (税抜) (円)	該当項目選択	新 技 術 製 品	補助率 (%)	控除額 (値引き 等) (円)	補助額 (円)
				ウッド・マレージ`C02京都の木認証 ／京都の木証明				
a	12.34	1,234,000	56,700	ウッド・マレージ`C02京都の木認証木材	○	55	200	709,775
b	2.34	890,100	2,300	ウッド・マレージ`C02京都の木認証木材		35	300	312,235
c	3.45	4,567,000	890,000	京都の木証明木材	○	45	500	2,455,425
d	4.56	123,000	4,560	京都の木証明木材		25	100	31,865

「部材名、寸法、通し番号」等
を記入し、
・補助額計算書
・京都の木証明書orウッドマ
レージCO2京都の木認証書
・伝票
が突合できるように記載してく
ださい。

いずれかの証明を選択

直交集成材、耐火集成材、大断面集成材
の製品の場合、○を選択

※任意の様式を使用される場合は、参考様式の記載項目（各部材ごとの部材名、材積、金額、補助率及び補助額並びに、補助額合計、加算対象部材の材積の合計及び補助額の合計）を含んだ内容を分かりやすく記載してください。

4. 提出書類の書き方

SCグループ調達計画書

SCグループにより調達された木材を使用する場合に、
事業(変更)申込書に添付する書類の様式です。

参考様式（第6、8関係）

SC(サプライチェーン)グループ調達計画書

1 京の木流通モデル構築支援事業によるSCグループ承認日等

承認日	()
SCグループ名	(SCグループ承認通知に記載されている内容を記入してください。)
SCグループ承認番号	()
有効期間の末日	()

2 京の木流通モデル構築支援事業による事業実施計画承認日等

承認日	(SCグループ事業実施計画の承認通知に記載されている内容を記入してください。)
承認番号	()

3 SCグループによる建築物用木材の調達計画

①木材生産

上記SCグループ構成員のうち

林業事業体等の名称	SCグループ内の複数の事業体から調達している場合は、すべての事業体名を記入してください。
-----------	--



②木材加工

上記SCグループ構成員のうち

木材加工業者の名称	SCグループ内の複数の事業体から調達している場合は、すべての事業体名を記入してください。
-----------	--



③施工

上記SCグループ構成員のうち

緑の工務店等の名称	SCグループ内の複数の事業体で施工した場合は、すべての事業体名を記入してください。
-----------	---

小数点以下2位止めで記入してください。

SCグループから調達する府内産木材のうち、補助対象建築物に使用予定の材積

〇〇.〇〇 m³

※製材品の材積

4. 提出書類の書き方

SCグループ調達実績報告書

SCグループにより調達された木材を使用した場合に、
交付申請書に添付する書類の様式です。

参考様式（第6、8関係）

SC(サプライチェーン)グループ調達実績報告書

1 京の木流通モデル構築支援事業によるSCグループ承認日・承認番号

承認日	()
SCグループ名	(SCグループ承認通知に記載されている内容を記入してください。)
SCグループ承認番号	()
有効期間の末日	()

2 京の木流通モデル構築支援事業による事業実施計画承認日・承認番号

承認日	(SCグループ事業実施計画の承認通知に記載されている内容を記入してください。)
承認番号	()

3 SCグループによる建築物用木材の調達実績

①木材生産

上記SCグループ構成員のうち

林業事業体等の名称	SCグループ内の複数の事業体から調達している場合は、すべての事業体名を記入してください。
当該建築物用に調達した材積	(〇.〇〇 m ³) ※原木の材積



②木材加工

上記SCグループ構成員のうち

木材加工業者の名称	SCグループ内の複数の事業体から調達している場合は、すべての事業体名を記入してください。
当該建物用に加工した材積	(〇.〇〇 m ³) ※製材品の材積



③施工

上記SCグループ構成員のうち

緑の工務店等の名称	SCグループ内の複数の事業体で施工した場合は、すべての事業体名を記入してください。
-----------	---

聞き取り等により
①で記載した事業体から調達した原木材積を記入
(目安として②で記載した製材品の材積のおおむね2.0倍以上の材積の調達を確認してください)

②に記載した事業体から調達した製材品の材積

6. 提出写真について

施工中の写真(補助金の対象となっている部材の施工状況が確認できる写真)は、補助金交付のための重要な確認書類となるため、以下の留意事項を踏まえて必ず撮影してください。

なお、提出書類については、京都府が普及活動のために使用することがありますので、あらかじめご了承ください。

〈留意事項〉

- ・ピントの合った、鮮明なカラー写真で、見やすい大きさであること。
- ・A4用紙にカラー印刷、もしくは添付されたものであること。
※縦・横の写真が混在する場合、写真の上下の向きが揃うようにしてください。
- ・撮影対象(部材名、対象の部屋等)と撮影日時等を明記した黒板等を入れて撮影してください。
- ・全体の様子がわかる“引き”の写真と、対象部材がわかる“寄り”の写真を組み合わせてください。

〈写真例〉



※施工中の写真(引き)

※完成後に隠れてしまう木材は、検査時に確認できませんので、必ず写真を撮影してください。



※施工中の写真(引き)



※完成状況の写真(引き)



※完成状況の写真(寄り)

府内産木材の普及・啓発のために、次のうちいずれかの取組を行う必要があります。

- ・施工期間中、府内産木材を使用している建築物であることを示した標識(のぼりなど)を設置
- ・自社のホームページに府内産木材を使用した建築物であることを掲載
- ・完成見学会等を行い府内産木材を使用した建築物であることをPR
- ・府内産木材を使用した建築物であることを記載したチラシ等を配布

※上記の方法以外で普及・啓発する場合は、事前にお問い合わせ窓口(P18)へご相談ください。

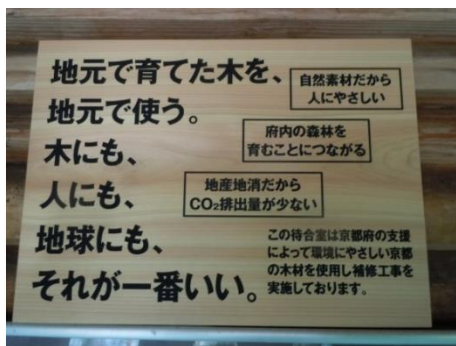
【注意】

交付申請書の提出時に、普及・啓発の取組を行ったことやその内容がわかる資料の添付が必要です。

(添付資料の例)

- ・工事施工中に標識(のぼりなど)の設置状況がわかる写真
- ・自社のホームページの内容を印刷したもの
- ・完成見学会・構造見学会等の状況写真、配布した資料
- ・営業等により配布したチラシ等の資料

施工中の標識設置の例



8. SCグループの加算について

京の木流通モデル構築支援事業により事業計画が承認された木材の生産・加工・利用をするグループ（SCグループ）により調達された木材を使用した場合は、補助率に5%が加算されます。

〈参考〉 ～京の木流通モデル構築支援事業～

川上から川下をつなぐ新たなサプライチェーンの構築のための取組を支援

- ・事業実施主体：京都府産木材の生産、加工・流通及び利用に係る事業者により構成され、新たな需給体制の構築を行うため、事前に知事の承認を受けたグループ（「SCグループ」）
- ・要件：川上から川下までの事業者が、SCグループを形成すること等
- ・補助金額：1グループ当たり、5,000千円以内
- ・補助対象経費：グループ内での木材の需給情報を共有するための以下の取組に係る経費
 - (1)情報を共有する体制の検討
 - (2)インターネット等を活用した情報共有の体制づくりと運用



京の木流通モデル構築支援事業

検 索



〈加算の対象になる時期について〉

- SCグループの加算については、**木材の納品日が流通モデル要領第7に規定する事業計画の承認日以降のもの**に適用します。

(例)	SCグループ 加算の適用	5月	6月	7月
○		事業計画承認	→ 申込み	→ 木材の納品
△ (注)		申込み	→ 事業計画承認	→ 木材の納品
×		木材の納品	→ 事業計画承認	→ 申込み

(注) 加算を受けたい場合、流通モデル要領第7に規定するSCグループの事業計画承認後に、事業変更申込（P5参照）が必要です。

〈加算の条件及び加算の範囲〉

- SCグループ内で需給情報を共有する部材（例：横架材の需給情報のみを共有するグループであれば横架材）が納品されていることが条件です。
（加算不可の例：SCグループで需給情報を共有していない部材のみがSCグループで納品された場合）
- SCグループ内で需給情報を共有する部材が、事業計画承認後に納品されている場合は、補助対象建築物で使用された補助対象木材すべてに、補助率を5%加算することができます。

9. 府内産材購入に係る納品書・明細書・領収書の写し

申請者が府内産木材を購入し、交付対象建築物の工事のために納品されたことがわかる資料が必要です。

注意

【納品書】

交付対象建築物の工事のために府内産木材が納品されたことがわかるものであること

【明細書】

申請者が購入し、納品された府内産木材の種類(内訳)がわかるものであること

※**京都の木証明書**又は**ウッドマイレージCO₂京都の木認証書**の京都府産木材明細欄に記載される内容と同じであることがわかるものとしてください。

【領収書】

交付対象建築物の工事のために、申請者が府内産木材を購入し、支払いをしたことがわかるものであること

参考

補助対象経費以外の項目が含まれた資料でも可能ですが、購入した府内産木材の内容や金額がわかる資料である必要があります。

府内産木材のプレカット加工費や運送費も補助対象経費に含めることができますが、購入した府内産木材に係るものであることがわかる資料の提出が必要です。

【プレカット加工費等の案分例】

調達木材	材積	金額(円)
部材A	3m ³	30,000
部材B (補助対象)	1m ³	5,000
部材C (補助対象)	2m ³	10,000
プレカット経費(A及びC)		25,000

上の例であれば、プレカット経費25,000円を材積案分し、
 $25,000 \div 5$ (Aの材積+Cの材積) = 5,000円/m³
 $5,000 \times 2$ (対象のCの材積) = 10,000円を部材Cのプレカット経費として計上できます。
 $10,000$ (購入金額) + $10,000$ (案分により求めたプレカット経費)
 = 20,000円 (部材Cの補助対象経費)

この例では、数値や対象部材が少ないので、比較的分かりやすいですが、
 数値が多くなったり、案分が複雑になる場合には、計算過程を明らかにする
 資料の追加提出をお願いする場合があります。

また、下の例のような記載であれば、対象部材のごとのプレカット経費等が明らかであるので、案分等を行う必要はありません。

調達木材	材積	金額(円)
部材A	3m ³	30,000
プレカット経費(部材A)		15,000
部材B (補助対象)	1m ³	5,000
部材C (補助対象)	2m ³	10,000
プレカット経費(部材C)		10,000

【書類の提出方法】

提出方法は**窓口へ直接持参**、または**郵送**でも可です。

※郵送料は申請者のご負担となります。

※書留を利用されない場合、郵便事故による不着の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ及び書類提出窓口】

窓 口	窓口の所在地	所 管 区 域
京都府山城広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 (☎0774-21-3450)	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 (☎0771-22-1017)	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 (☎0773-62-2586)	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 (☎0772-62-4306)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 (☎075-451-5724)	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部 林業振興課 木材産業係 (☎075-414-5011)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新城町西入藪ノ内町	京都府外